

広報田辺 平成30年7月号・目次

- 02 目次・特集「見直そう空き家、見守ろう空き家」
- 08 トップニュース

市政功労者・善行者表彰式典を行いました/ 後期高齢者医療保険料のお知らせ ほか

16 情報ボックス

速歩き健康塾を開催します/和歌山県在宅育 児支援事業給付金を支給します ほか

- 24 相談日程等
- 26 みんなの広場
- 30 みんなの彩時記

ゴールを目指し過酷なコースを力走!/淡い 光が飛び交う幻想的な夜……♪ ほか



今月の表紙写真

今月の表紙は、空き家管理サービスを開始する LLP『たなばん』の3名です。実際に空き家へ行き、取組について話を聞いてきました。

紙面で使用するマーク等の説明

画…日付・期間短…定員B…時間圏…料金・費用

ὢ…休館日 闘…持ち物

 場…場所
 目…申込み・申請方法

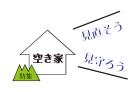
 ほ…場合
 問…問合せ

図···内容 [消印]···消印有効

🖾 …対象・参加資格等 [先着]…先着順

◇観マークには、振替休日等も含みます。

◇料金や申込み方法の記載のないものは、不要です。 ◇市役所の開庁時間(申込み・問合せ等の受付を含む。)は、観を除く周〜電の8時30分~17時15分です。毎週承は、市民課・保険課・税務課の一部窓口を19時まで延長しています。

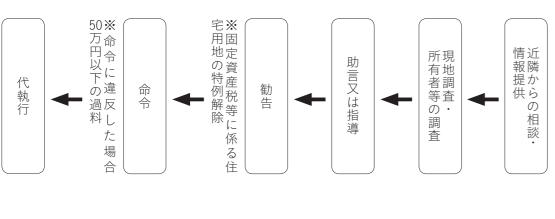


の負担困難

難い

解体費用

危険な空き家に対する取組









▲空き家所有者





倒壊の心配があって困っていました が、安く買えたので良かったです。 これからはこのスペースでガーデニン グを楽しもうと思います。



がれきや虫・草など、様々な問題 で悩んでいましたが、迅速に対応し てもらえたためうれしかったです。 現 在は駐車場として活用しています。

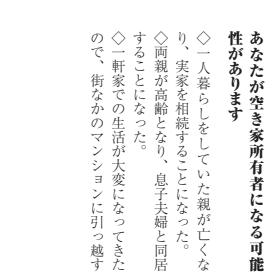
措置 する特別措置法に基づく ■空家等対策の推進に関 られます。 ちと、状態の改善が求め 特定空家等と判断され

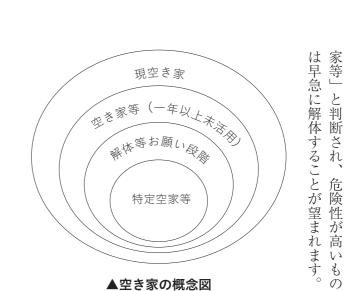
空き家跡地の買取り制度について

民等には倒壊の不安解消などを理解い 金による負担軽減等を説明 います。空き家所有者には、市の補助に買い取ってもらえないか働きかけて ただくなど、両者の間をつないでいます。 市では、特措法に基づく措置 だけではなく、 隣接住民の方等 市の補助 (上記









題へ発展してしまうこともあります。 者不明のため責任感が薄れて空き家問

空き家問題が発生してしまいます。

きちんと相続をしておらず、所有

▲空き家の概念図

空き家数・率について

ています。 平成25年の調査では全国平均を上回 和歌山県の空き家率は年々 (下表

れをさらに上回

はできない。を を らない。 たものの、管理を怠ってしまうことによ ◇転勤になり、 設に入ることになった。 ◇一人暮らしをしてい これらの理由から空き家所有者となっ 等 家族で引っ越すことに れ戻ってくるので売却

空き家とはどういう状態を指すのか

MILITA

崩れたりして周囲に悪影響をもたらすできるもの、しばらく放置をしていてていなくても適正に管理をすれば活用

ものなどがあります。

特に、「特定空

態のものがあります。

一年以上使用

様々な状

一言に空き家と言っても、

それまで管理しなければ、将来、子供たちが住む た高齢の親が施

参照)市は、そ

に1件の割合でり、およそ5件 ■住宅総数・空き家総数・空き家率 (平成 25 年住宅・土地統計調査より)

ひと事では

な

身近な問題

な

(十成 25 年住七・土地祝司嗣且より)									
	住宅総数 (A)	空き家総数 (B)	空き家率 (B/A)						
全国	6063.1 万戸	819.6万戸	13.5 %						
和歌山県	47.6 万戸	8.6 万戸	18.1%						
田辺市	3.8 万戸	0.7 万戸	18.9%						

とが分かります。 空き家であるこ

空き家問題は

(新庄/町♥H

田辺市不良空家等除去補助金について

倒壊等の恐れのある危険な建物を解体する所有者等に対する補助金制度です。

空き家の除却費用の3分の2(上限50万円)

※除却費用には動産の移転及び処分費用等を除きます。

- ◆空き家所有者の相続人又は空き家所有者の同意が得られている場合の土地所有者

- ○平成30年度は10件を予定。必ず、平成31年2月末までに工事を終了してください。
- ◇市税等の滞納がある場合は申請できません。 ◇建物に共有の他の所有者等がいる場合、その方の同意を必要とします。
- ※補助金の詳しい申請方法や対象建物などについてはお問い合わせください。

【解体工事業者の紹介】

所有者になる方も含めて、まずはお気

近い将来に相続等で

ただければと思います。

整ってきました。すでに空き家をお持ち 決方法も見いだされ、その体制も徐々に

空き家等対策の特別措置法ができて

活用・管理・撤去と様々な解

空き家等の解体工事などを検討 されている方に、解体工事業者の 紹介を行っています。見積りや相 談などお気軽にご連絡ください。

登録事業者については、建築課 のホームページへ掲載しています。

【空き家実態調査を行います】

7月~9月に現地調査を予定 しています。また、現地調査で 空き家の発生原因や今後の方向 性(活用・維持・撤去等)の意 思確認のアンケート調査も実施 します。

ご協力よろしくお願いします。

空き家の状態に適した対応を

と管理しましょう。所有者自身ででき 近隣に迷惑を掛けないためにもきちん る管理方法を下表にまとめていますの 人が住まない住宅は早く傷みます。 参考にしてください



/	作 第 項 目
	□通風・換気(60分程度)
内部	□通水(3分程度)
	□清掃
	□郵便物整理
外部	□敷地内清掃
	□草取り・庭木の剪定
	□雨漏りの有無
点検	□建物の傷み
	□設備の傷み

空き家管理サービスを開始!

今年の6月から、

点検		外 部			内部			
□設備の傷み	□建物の傷み	□雨漏りの有無	□草取り・庭木の剪定	□敷地内清掃	□郵便物整理	□清掃	□通水(3分程度)	□通風・換気(60分程度)

生まれ変わった空き家♪

介をしてもらえたらと考えています。所有者が帰省の際などにサービスの紹 問題を解決しようと立ち上げました を所有者の代わりに行うサービスを始 サービスの対象は、基本的に遠方にお 市で開催している『たなべ未来創造塾』 専門分野の業種がそろっているの の田中さんは「私たちの特徴 増え続ける空き家 右表のような管理 地域の活性化 きっかけは 空き家 まずは

市内の方にも知っていただき、 住まいの空き家所有者ですが、 に参加したことで、

めたLLP『たなばん』。

LLP『たなばん』(☎080-1442-3242)

3解体

小林 徹さん (司法書士)、田中 弘志さん (土地家屋調査士)、 中島 一誠さん (美装業者)

置していたり、 るのです。 一方で、

空き家は、 遠方であったり、経済的な問き家にしているのではなく、 周辺に住む方は本当に困りますよね。 の草木が繁茂して虫が湧いたりなど、 を掛けている空き家はありませんか? 皆さんの自宅の隣には、 動物が住みかとしたり、 空き家の所有者も好きで空 様々な理由で困って 周辺に迷惑 相続人が

ながら支援することを心掛けています。 に適した対応策を、じっくり話し合い

決には至りません。それぞれの所有者ますが、それだけでは空き家問題の解市は、お願い文や指導文を送ってい 様々な理由で困ってい、経済的な問題から放

空き家問題、 緒に考えていきませんか?

空き家を相続して、早期に対処した場却し、跡地活用を考えましょう。また、 合には、税制優遇があります。 流通させることが難しい空き家は除

約1500名の宿泊客(うち7割 代表の中村さんは「今後、 が外国人)が来てくれたそうです。 ていきたい」と話してくれました。 皆さんの憩いの場になるようにし もっと

未未へつなかる道

②流通 (活用)

い合わせください。 しょう。空き家を流通させるには様々 使える空き家はどんどん流通させま

詳しくはお問

建築課 建築係 濵本 栄二

せたLLP『タモリ舎』。

はカフェバーとして生まれ変わら

ハウスとシェアハウス、

12 月 に

駅前の空き家を昨年5月にゲス